

多文化共生の推進に関する研究会（第8回）

議事概要

- (1) 開会
- (2) 発表者の紹介
- (3) 意見交換

多文化共生の推進に関する研究会報告書目次案について、意見交換を行った。要旨は以下のとおり。

○ 多文化共生の推進に関する研究会報告書目次案について

(サブタイトル)

- ・ 「外国人とともにちがいを認め合い包摂する地域社会の形成をめざして」としてはどうか。
- ・ 「多様性」と「多文化共生」の意味が重複していると感じる。
- ・ 「多様性と包摂性のある社会の実現に向けて」としてはどうか。
- ・ 「実現と発展」として、広がっていくイメージを入れてはどうか。

(プラン策定後の社会経済情勢の変化と多文化共生施策の変遷)

- ・ SDGsの「一人も取り残さない」というメッセージをどのように「多文化共生」につなげていくのかという姿勢を表明しても良いのではないか。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、外国人の生活が困窮し始めていることに言及すべきではないか。
- ・ 1970年代を通じて、在日コリアンの当事者運動が地域を巻き込んで、自治体に「多文化共生」という概念のタネが生まれたことを記述してはどうか。
- ・ これまでの経緯については、2006年の報告書と同様に記述してはどうか。また、平成5年の技能実習制度の開始や、外国人の定住化についても記述したほうがよい。

(社会経済情勢の変化等を踏まえた地域における課題)

- ・ コミュニケーション支援については、国籍の多様化に伴う少数言語のニーズの増加と、ICTの積極的な活用をそれぞれ記述してはどうか。
- ・ 生活支援については、外国人においても、高齢化が進展し、介護ニーズが増加していることを記述してはどうか。

(地域において多文化共生施策を推進する必要性と意義)

- ・ 「新たな日常」を支える多様性と包摂性のある社会の実現」は、「新たな日常」を支えるために多様性と包摂性のある社会があるように見える。「新たな日常」においても外国人が排除されない社会の実現」といった表現の方が良い。
- ・ 外国人と協働して経済が動いているという現状があるので、地域経済の担い手としての視点を加えた方がよい。

(地域における行政・生活情報の多言語化・やさしい日本語化、相談体制の整備)

- ・ 項目名を「情報提供・相談体制の整備」と簡略化してはどうか。
- ・ 自治体のガイドラインの作成や研修について、記述してはどうか。
- ・ 地域の外国人住民を相談員として採用すると、相談者と相談員が知り合いである可能性を排除できず、相談者側からは相談をためらう要因となったり、相談員は地域で生活しづらくなったりすることもあるので、注意が必要。
- ・ やさしい日本語の取組や多言語化などについて、国と地方公共団体の役割分担を明確にする必要がある。
- ・ SNSは情報発信に大変役立っているので、言及したい。
- ・ 通訳の雇用やトレーニングについて予算措置の必要性に言及したい。また、通訳はボランティアではなく、適正な待遇で雇用することが望ましいことも言及したい。

(日本語教育の推進)

- ・ 日本語教育推進法や文化庁の施策だけでなく、厚生労働省の事業や在留資格「技能実習」「特定技能」における日本語教育の要件化などにも言及したい。
- ・ 地財措置に言及する際には、何年から創設されたものか明記したい。
- ・ 自治体に求められる取組として、日本語教育を支える人材について、財政的、人的に支援を行うとともに、適切な人材育成、身分の保障や環境の整備が必要であることを記載したい。
- ・ 日本語学習の場は、外国人にとって地域の日本人と継続に接する場であり、生活相談の前線にもなりうるという認識の下、日本語教育を行う団体への積極的な予算措置を記載したい。

(生活オリエンテーションの実施)

- ・ 自治会・町内会など、身近な日本人が関われるような場として実施することが望ましいことを記述した方が良い。

(教育機会の確保)

- ・ 教育機会は「保障」という方が良いのではないか。
- ・ 外国人の就学状況について、表やグラフで紹介したい。
- ・ 就学前の適応指導として適応指導教室の設置や、就学後の支援体制として日本語指導補助者・母語支援員の派遣等を記載してはどうか。
- ・ 外国人児童・生徒への支援だけでなく、教室・学校全体で人権に配慮した教育を行うことや、外国人を受け入れていない学校においても多文化共生教育が重要であることを記述してはどうか。
- ・ 文部科学省の「外国人児童生徒受入れの手引き」に言及してはどうか。
- ・ 不就学の子どもへの対応については、地域のNPO等と連携することが必要である。
- ・ 夜間中学については、文科省が全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つ設置することを目指している。地域の実情に応じて、夜間中学の設置を検討、といった記

述を加えたい。

- ・ 公民館での日本語教育の活動に言及したい。
- ・ 不就学に関する自治体の取組事例を紹介したい。

(国際結婚している外国人配偶者)

- ・ 日本語教育に限らず、国際結婚している外国人の配偶者への配慮の必要性について言及したい。
← 「生活オリエンテーション」や「子ども・子育て及び福祉サービスの提供」に関して記述してはどうか。

(労働環境の確保及び留学生の就職支援)

- ・ 留学生については、「外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進やグローバル化への対応」に記載すべきではないか。
- ・ 日系人の就労は非正規雇用が中心となっており生活が不安定な状況が続いていることや、技能実習生制度が国際社会から人権上懸念を指摘されていること、留学生の多くがアルバイトとして就労し貴重な労働力となっていることを紹介すべき。
- ・ 日系人や技能実習生を対象とした国の施策を紹介すべき。
- ・ 特定技能に限らず、地域での外国人材の受入れに向けて関係機関と連携する必要がある。制度の周知やマッチング支援等の実施に言及したい。
- ・ 外国人労働者で数の多い身分による在留資格の永住者や定住者についても、労働環境の改善は急務であることに言及する必要があるのではないかと。永住者や定住者が利用可能な就労支援のメニューを提示したい。

(災害時の支援体制の確保)

- ・ 自治体や地域国際化協会が連携して設置・運営してきた「災害多言語支援センター」や、自治体国際化協会の「災害多言語支援センター設置運営マニュアル」の策定について言及すべき。
- ・ 自治体国際化協会の災害時の多言語支援ツールの開発、観光庁の「Safety tips」や自治体による訪日外国人向けアプリの開発、外国人住民向けの災害情報のメール配信システムなど、ICT を活用した取組が進展していることについて、紹介してはどうか。
- ・ 消防団員への参加に言及してはどうか。
- ・ 災害時外国人支援情報コーディネーターの活用促進に向けて、円滑に活動できる体制の検討が必要である。
- ・ 外国人には災害時に役立つ「ストック情報」が不足しているという実態があり、日頃からそうした情報を伝えるための取組が必要である。そのため、発災後だけでなく、平時から、外国人の自助力向上を目指して、防災・減災に関する基礎知識を身に付けてもらうような取組も求められることを記述してもいいのではないかと。
- ・ 東日本大震災の経験から、大規模災害時には、それまでの地域内でのつながり・人間関係があると、円滑な「共助」の実践につながる。

(医療・保健サービスの提供)

- ・ 外国人の無保険と、診察料の未払いを恐れた受診拒否の問題に言及したい。
- ・ 医療機関における多言語表記については、すでに実施されているので、既存資料の提供というかたちで取り上げてはどうか。
- ・ 内容が医療通訳に偏りがちだが、住民健診や感染症対策に関する取組も紹介したい。

(子ども・子育て及び福祉サービスの提供)

- ・ 母子手帳の多言語表記等は、すでに実施されている。既存資料の提供というかたちで取り上げてはどうか。
- ・ 難民条約加入後に社会保障上の国籍条項が撤廃されて、身分に関する在留資格においては社会保障上の待遇に原則として差がなくなったことに言及した方が良い。
- ・ 外国人を対象としたサービスとして、年金について、脱退一時金制度も含めて言及してはどうか。
- ・ 住民基本台帳等を活用して、子ども・子育てや福祉分野でニーズがある世帯を把握し、必要に応じて保健師や担当者が訪問するなど必要な施策が適正に利用されるような取組を検討することについて言及したい。
- ・ 介護の担い手として活躍する外国人にも言及すべきである。
- ・ 外国人の母親にとっては、言語の問題よりも、社会的孤立や就労が問題であり、NPO等と連携して、子育てサロンなどの外国人向けサービスを提供できるようにしたり、保育園の情報提供・支援したりすることに言及すべきである。

(住宅確保のための支援)

- ・ 技能実習生が一人当たりスペースの確保や衛生面での環境で十分に配慮のない寮などで暮らしている事例が報道や労働局の監査等で報告されていること、そうした住居に大勢の実習生が出入りすることについて地域住民から不安の声が上がっていること、自治体の一部で実習生の居住環境の改善のための助成を行う事例があることに言及した方がよい。

(感染症流行時における対応)

- ・ 生活に困窮する外国人の増加に対して、フードバンク等と連携して食料等を支援する事例や、住居を失った外国人に無料で部屋を提供する宿泊事業者などの取組があることを紹介したい。
- ・ 外国人への偏見や差別の防止に言及してはどうか。

(意識啓発と社会参画支援)

- ・ 「外国人への差別や偏見の解消」と「多文化共生の意識の醸成」として、項目を分けてはどうか。
 - ← 差別や偏見の解消として、意識啓発という表現をよくするので、そのままでもよいのではないか。

- ・ 1995年に人種差別撤廃条約に加入し、法務省などで外国人への差別解消に向けた取組を進めていることや、人種差別撤廃条約を根拠として損害賠償を命じる判例などがあることに言及してはどうか。また、技能実習生制度について国連等から人権に関連して懸念が表明されていることに言及してはどうか。
- ・ 表彰制度よりも顕彰制度の方が、業績をより広く社会に知らせて、地域の理解促進や担い手としての外国人の活躍を促すことを期待できるのではないか。

(外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進やグローバル化への対応)

- ・ 建設業や製造業の技能は、すでに外国人によって維持されているという認識が必要である。

(多文化共生の推進体制の整備)

- ・ 体制の整備に関連して、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定にも言及すべき。
- ・ 多文化共生の推進に寄与する組織等との連携・協働について、多文化共生マネージャーにも言及したい。
- ・ 国が、例えば多文化共生白書のようなかたちで数年に一度調査を行う必要性があると記述してはどうか。
- ・ 国の役割として、外国人に関する統計を整備して欲しい。OECDの調査でも日本には統計がない。

(指針・計画策定を促すための今後の対応)

- ・ 「地域国際化推進アドバイザー」や「多文化共生マネージャー」の活用を記載したい。